

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 3 0 年 8 月 2 7 日

奄美市農業委員会

第 8 回定例総会議事録

署名委員 山下 優子

署名委員 榮 清安

奄美市農業委員会第8回定例総会議事録

1. 招集日時 平成30年8月27日(月) 午前9時30分～
2. 招集場所 奄美市役所4階大会議室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	

4. 欠席委員 平井孝宜
5. 議事に参与した者
事務局長 用稲工巳 事務局次長 池秀平
笠利分室長 丸田宗一郎
住用分室長 原俊三

6. 報告事項
・9月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第50号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約決定について

議案第51号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第52号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約決定について

議案第53号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第54号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約決定について

議案第55号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

- ・農業委員等ブロック別研修会について

(4) その他

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>ただいまの出席委員は15人です。総会は成立いたしました。これから、平成30年第8回定例総会を開会いたします。</p> <p>(欠席委員は平井 孝宜委員)</p> <p>それでは、議事日程に入ります。</p> <p>日程第1</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>本総会の会議録署名委員には、3番 山下 優子 委員と4番 榮 清安 委員のお二人を指名いたします。</p> <p>日程第2</p> <p>会期の決定を議題といたします。</p> <p>本日の総会は、日程通知のとおり議案第47号から議案第55号までの9件を予定いたしております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。</p> <p>本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは直ちに議案等の審議に入ります。</p> <p>日程第3</p> <p>議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、No.48については取り下げ申請が出ています。3条申請については会長と松崎代理も調査報告事がございますので、議長を前田委員に交代して議事を進めたいと思います。</p> <p>(議長交代)</p>
議 長	<p>(前田委員)</p> <p>議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>

議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

2ページ. NO. 44につきましては、売買による所有権の移転でございます。4ページにありますように受人は、肉用牛7頭の畜産農家を経営されております。

取得地には飼料畑として利用し経営規模拡大のためと判断いたします。

また、譲渡人と登記名義人が同一ではございません。本案件は、登記名義と申請人が同一でないため、登記に係る戸籍謄本等の必要書類も添付されております。

12ページ. NO. 45につきましては、贈与による所有権の移転でございます。受人は現新規農家で18ページには営農計画書を添付してございます。取得地にはサトウキビ・田芋・タンカン・ひまわり等を植栽する予定で農作業10年の経験を持ち、常時労働も2名から将来4名の労働力を計画しており、本格的に農業を目指す為の農地取得と判断いたします。

25ページ. NO. 46につきましては、贈与による所有権の移転でございます。新規農家で32ページには営農計画書を添付してございます。受人は果樹農家を目指し農業経験も3年間、果樹農家で研修を受けていたと伺っております。今回新規で営農計画書も添付されております。取得地にはタンカンを植栽する予定で問題はないと判断いたします。

33ページ. NO. 47につきましては、先ほどのNo. 46と同じ受人で、同じく贈与による所有権の移転でございます。

内容は先ほども述べたとおり、新規農家として果樹経営を目指す若手の農家でございます。41ページに営農計画書も添付してございます。下限面積も満たしておりますので問題ないと判断いたします。

51ページ. NO. 49につきましては、親子による贈与での所有権の移転でございます。今年度市の農業研修センターを卒業し、現在借りた土地でサトウキビ栽培を行っており、取得地にも同じくサトウキビを植栽する予定で規模拡大の農地取得であり問題ないと判断いたします。

63ページ. NO. 50につきましては、売買による所有権の移転でございます。66ページに営農計画書も添付してございます。取得地には同じくサトウキビを植栽する予定で下限面積も満たしておりますので問題ないと判断いたします。

以上6件でございます。ご審議の程よろしく申し上げます

議長

(前田委員)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。

14番

(中村委員)

議案第47号農地法第3条の規定による許可申請NO. 44の調査報告をいたします。

8月26日(日)午前10時、受人の申請地で受人と奥さんから聞き取り調査を行いました。受人は現在繁殖牛を7頭飼われております。申請書の記載内容の地番・面積についても間違いのない事ですが、対価が安いのではないかと確認したところ、申請地は5、60年前にすでに購入してありまして、その時の金額を記載されたそうです。後継者について今は夫婦で頑張りながら、いずれは子供さんもおられるので引き継ぎたいとの事でした。調査書の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

続いて土地について報告いたします。申請地は三太郎トンネルから見里側へ200m程を左に入った山裾にあります。現在は150㎡くらいの牛舎が建てられてある状況でした。境界には防風林が植栽されている状態です。以上です。皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

事務局

(原住用分室長)

農地法第3条の規定による許可申請NO.44号の譲渡人について調査報告をいたします。

譲渡人は現在神戸市に居住しておりますので、8月22日午前11時10分頃に譲渡人の自宅に電話したところ、本人は仕事で留守しておりましたので、再度8月26日日曜日午前10時頃に連絡を入れ、譲渡人と電話でお話を聞くことができました。譲渡人は昭和36年頃に奄美から神戸に引っ越され、土地についてはあまり詳しくないようでした。信頼できる親戚の叔父さんが名瀬に居住しており、その叔父さんから電話にて経緯を説明してもらったうえ、関係書類の送付依頼があったそうです。信頼できる叔父さんからの依頼でしたので一式送付したそうです。申請書のとおり間違いのないのでよろしく願いしますとの事でありました。以上です。

議長

(前田委員)

NO.44につきましても、申請内容をもう少し詳しく局長より補足説明をお願いいたします。

事務局

(用稲局長)

NO.44につきましても、譲渡人の名義及び住所が、事項証明書と相違があったため、譲渡人の代理人に戸籍謄本、除籍謄本等の提出を求め相続関係を確認しました。

この土地については、譲渡人の祖父の名義になっており、祖父から譲渡人の父へ昭和25年6月に祖父が亡くなられ家督相続が行われております。

家督相続は明治31年7月6日から昭和22年5月2日までの間に戸主の相続が発生した場合は明治旧民法が適用されます。それ以降の相続は、相続人全員の同意が必要になりますが、奄美は本土復帰の昭和28年12月25日まで旧民法が適用されるため譲渡人の父へ相続される事となります。

その後は新民法での手続きとなりますので相続人全員の同意が必要となり、相続人全員に関する戸籍謄本及び遺産分割協議証明書の提出を求め、確認しまして申請書を受理いたしました。

議長

(前田委員)

ありがとうございました。

<p>1 番</p> <p>7 番</p> <p>2 番</p> <p>事務局</p>	<p>それではNO. 4 5 から報告をお願いします。</p> <p>(前山委員) 農地法第 3 条の規定による許可申請NO. 4 5 受人について報告いたします。</p> <p>8 月 2 6 日日曜日午後 4 時頃に申請書の住所に訪問しましたが、自営業となっておられましたので伺ったところ、当日はお休みでした。電話をしたところ近くに居るとのことでお店の前で待ち合わせをして申請内容の確認をいたしました。譲渡人は受人の兄になるそうです。申請地のほうで、水芋やサトウキビを栽培するという事でございます。</p> <p>将来は 4 名から 5 名で農業をしたいという事です。申請書のとおり間違いのないという事で報告いたします。以上です。</p> <p>(松崎委員) 議案第 4 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請NO. 4 5 について調査報告をいたします。</p> <p>8 月 1 7 日金曜日、午前 1 0 時 5 0 分に兵庫県在住の譲渡人へ電話で確認をしました。譲渡人は島に帰って農業をする事はありませんという事で申請書のとおり妹になる譲受人に土地を譲渡したいとの事でした。</p> <p>土地に関してはサトウキビ、田芋、ひまわり等が植栽され全筆耕作されている状況です。受人も農業に大変興味がある方でございます。申請書のとおり間違いありませんので委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。</p> <p>(西委員) 農地法第 3 条の規定による許可申請書NO. 4 6 について調査報告をいたします。8 月 2 4 日金曜日午後 5 時頃、受人の自宅の方で聞き取り調査をしました。受人は小宿地区でタンカンを栽培していた従兄弟から畑を借りて農業をしています。農業青年クラブや柑橘クラブ等に参加し、栽培技術の情報交換等を積極的に行い頑張っている方です。今回の贈与の理由としては、取得地にタンカンを植栽するためです。地番・面積等も間違いのないという事です。</p> <p>次に土地について、現状は雑木等が生えていますが、許可が下り次第タンカンを植栽したいという事です。</p> <p>第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。</p> <p>(用稲局長) 3 条の規定による許可申請書の NO. 4 6 について渡し人についての報告をします。</p> <p>8 月 2 2 日 1 3 時 3 0 分に兵庫県にお住まいの渡し人の方に電話を入れ、申請書の内容について確認をいたしました。</p> <p>渡し人は受人の母親になります。今回息子さんか島で農業を始めたいという事から、土地を贈与する事になったそうです。土地の所在・面積等についても間違いのないということで、よろしく申し上げますとの事でした。以上です。ご審議の</p>
---	---

程よろしくお願ひします。

2 番

(西委員)

NO. 47、農地法第3条の規定による許可申請書8月24日金曜日午後5時頃受人に自宅の方で聞き取り調査をしました。

受人と渡し人の関係は従兄弟同士という事です。贈与を受けた後は津之輝きを植えたいという事です。地番面積等も間違いないという事です。

申請地ですが、小宿小から山手の方に200m行った所の小さな川沿いの畑でスモモが何本か植えてありまして草が生えている状態です。第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

1 番

(前山委員)

農地法第3条の規定による許可申請NO. 47の譲渡人について調査報告をいたします。

8月26日日曜日午後3時頃譲渡人のお宅を訪問しましたら本人がおられましたので直接お話を伺いました。受人と渡し人は従兄弟関係になります。申請の内容については間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でした。以上です。

議 長

(前田委員)

NO. 48は取り下げです。NO. 49についてですが、野崎委員が関わっておりますので野崎委員の退席をお願いします。

(野崎委員退席)

それでは続いて調査報告をお願いします。

1 1 番

(肥後委員)

議案第47号農地法第3条の規定による許可申請NO. 49の受人・渡し人・土地について調査いたしましたので報告いたします。

8月26日仕事に出られる前にといい7時30分に受人・渡し人の親子宅へ伺いましたが、すでに畑に出ておられたため畑に伺い、聴き取りをおこないました。

受人はすでに奄美市の研修センターにおいて6月に研修を終了し、いよいよ渡し人の後継者として動き始めた44歳の成人でございます。渡し人である父や母の協力を受けながら意欲的に取り組んでおられます。今回の申請は先ほど述べたように親子関係の経営移譲による一連の手続きで、受人・渡し人については何の問題も見られません。

土地については渡し人の案内で見て回りました。書類の中の地番の一部にはカボチャが植えられていますが、そのほかはすべてサトウキビが植え付けられ手入れもきれいにされて、今年の収穫を待っている状態です。

申請については間違いがないという事を確認しました。

この案件については何の問題も見受けられず、後継者である受人の今後の活躍を期待したいと思います。

調査の結果農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

(野崎委員着席)

15番

(吉委員)

農地法第3条のNO.50について調査報告いたします。

63ページをお開き下さい。8月20日午後4時20分頃に受人に直接会いまして話を聞くことができました。受人は現在、果樹や野菜などを栽培しており意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は約10年以上前に渡し人から買って欲しくないかと言う話がありまして、買ってタンカンを植えていましたが、年をとり土地の名義をはっきりしたいと思い今回の申請になったという事です。将来は農業ができなくなったら子供に譲りたいとの事でした。

現在も会社勤めの子供が休みに手伝っているとの事で申請書の内容については間違いはないという事です。特に問題はないと思います。

それでは渡し人について、8月21日午後4時頃に自宅で話を聞くため伺いましたが、本人には会えず息子さんから話を聞きました。

父は体調が悪いので話ができないとの事で申請書の内容については父から話を聞いているとの事で申請書の内容については間違いはないという事でありました。

土地について説明いたします。68ページをお開き下さい。申請の土地の周りは受人の土地でタンカンが植えてありました。現在申請地は段々畑の下の方で下からの道はなく上からしか行けません。境界もはっきりしないような状態で一つになっていました。同じような状況でタンカンが植えてありました。周辺の農地への影響もなく問題はないと思います。

農地法第3条の調査書第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。みなさんのご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

議長

(前田委員)

それでは、これから本案に対する質疑に入りたいと思います。まず、NO.44につきまして質疑ございませんか。

5番

(福島委員)

この例には申請地区には特に登記が回らないでそのまま、いわば3代前の土地であるため、なかなか登記がまわらない原因の一つでもある土地でもあると思います。今回事務局の説明を聞いて、このような売買の仕方もあると思いました。あくまでも良い例ではないと思います。やはり登記を先に済ませることが大事だという事を農家の方にも話をしていきたいと思います。相続関係図とか書類を揃えたら許可申請ができるという考えを持ってもらったら今後、このような例が広がってくるのではないかと思いますので、その点については今後皆さんで共有していきたいと思います。よろしく願いします。

議長

(前田委員)

	<p>それではNO. 4 5 について質疑ございませんか。</p>
1 5 番	<p>(吉委員) 一寸聞きたいのですが、3条申請で移動があった場合に中間管理機構に貸し付けをしているという話がありましたが、その場合はどうなりますか。貸し付ける人が替わりますよね。中間管理機構とのやりとりが変わるとなると</p>
事務局	<p>(用稲局長) 中間管理機構と地主との契約になりますので再契約になります。</p>
事務局	<p>(池次長) 以前もありましたが、名義が替わって再度、再契約で期間は一緒という事になります。</p>
1 5 番	<p>(吉委員) はい、分かりました。</p>
議 長	<p>(前田委員) 次はNO. 4 6 に移りたいと思います。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>次にNO. 4 7 に移りたいと思います。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>次にNO. 4 9 に移りたいと思います。</p> <p>本案には野崎委員に関する案件が含まれておりますので野崎委員の退席を求めます。</p> <p>(野崎委員退席)</p> <p>NO. 4 9 について、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>次にNO. 5 0 に移りたいと思います。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。 議案第47号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。 野崎委員の着席を求めます。</p> <p>(野崎委員着席)</p> <p>(議長交代)</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>日程第4</p> <p>議案第48号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>議案第48号農地法第4条の規定による許可申請について75ページをお願いします。NO.5につきましては、駐車場としての転用でございます。</p> <p>本件は5月の総会に非農地願が提出されており、審議の結果、5条申請が望ましいとの事で不許可になった案件でございます。今回許可後、永久に駐車場として使用するとの事での許可申請でございます。以上1件になります。ご審議方よろしく申し上げます</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>議案第48号農地法第4条の規定による許可申請NO.5について調査報告をいたします。</p> <p>75ページの4条第1項の規定による許可申請書のNO.5の申請人大川トメ子さんについて報告をします。</p> <p>8月22日16時に大川トメ子さんに電話を入れ、申請書の内容、転用も目的等の確認を行いました。</p> <p>電話には大川トメ子さん本人が出られ対応されました。</p> <p>申請の転用箇所については以前非農地申請であげましたが、5条申請が適当との事で不許可になったが、今回は駐車場にしたいと本人からの強い要望があり、農業委員会の皆様のご理解をお願いしますとの事でした。申請書の土地の所在・地番面積・転用目的等に間違いがないということでした。ご審議の程よろしく申し上げますとの事でした。以上です。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>土地について、平井委員より調査報告書を預かっておりますので代読します。</p>

農地法第4条の規定による許可申請のNO.5について調査報告いたします。78ページの土地については、8月24日13時30分現地を確認しました。場所は和光町のネリヤクリニックの隣になります。この場所は5月の総会で非農地として申請された場所でもあります。現状は更地で事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第48号農地法第4条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認め、これを許可することに決定いたしました。

次に議案第49号の農地法第5条の案件に会長報告がありますので議長を交代いたします

(議長交代)

議長

(松崎会長代理)

日程第5

議案第49号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

農地法第5条の規定による許可申請について、NO.17につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請でございます。金融機関の資金融資証明及び法人の定款も添付されております。

申請地は名瀬浦上の国道横にあるラーメン店の国道を挟み、1筋向かいの土地になります。都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

次に93ページ、NO.18につきましては、先ほどのNO.17の隣になりま

<p>議 長</p>	<p>す。売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請でございます。申請地は先ほどのNO. 17と同じ、ラーメン店の国道を挟み、1筋向かいの土地になります。都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>以上2件でございます。</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人、土地の順に報告をお願いいたします。</p>
<p>1 番</p>	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請NO. 17の受人について報告をいたします。</p> <p>8月26日午後3時頃電話で確認をいたしました。夫婦二人での申請で持ち分は1/2と1/2になっております。地番・面積・対価等については間違いありませんという事で、よろしく申し上げますとの事でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>許可申請書NO. 17の渡し人について報告をいたします。</p> <p>本日9時に渡し人に連絡が取れまして、申請内容の確認をとることができました。</p> <p>平井委員が前から連絡をとっておりましたが連絡がつかず、本日事務局側で連絡がつかしましたので報告します。申請内容についてお伺いしたところ、所在・面積・対価等については間違いがないという事で、委員の皆様のご審議よろしく申し上げますという事でございました。以上です。</p> <p>また土地についても調査報告書を預かっておりますので代読します。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請NO. 17の土地について報告をいたします。</p> <p>8月24日13時15分現地を確認いたしました。</p> <p>場所は、浦上の国道沿い西原紹介道向かいの裏側になります。</p> <p>現地は更地の状態で整備されており、事前着手及び周辺の農地への影響もなく問題ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>第5条の規定による許可申請NO. 18の受人について、平井委員より調査報告書を預かっておりますので代読します。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No. 18の受人について報告をいたします。</p> <p>8月25日13時10分、受人に直接お会いしてお話を聞くことができました。受人は住宅建設が目的であります。現在は民間の住宅に住まわれており希望する場所が見つかり申請したようです。本年度中に着工予定のこと。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等、記載内容に間違いのないとの事でした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>許可申請書NO. 18の渡し人について報告をいたします。</p>

先ほどのNO. 17の渡し人と同じ方です。
本日9時に渡し人に連絡が取れまして、申請内容の確認をとることができました。申請内容についてお伺いしたところ、所在・面積・対価等については間違いはないという事で、委員の皆様のご審議よろしくお願ひしますという事
でございました。以上です。

続いて、土地について、8月24日13時20分、現地確認をいたしました。

場所は、浦上の国道沿い西原紹介道向かいの裏側になります。
先ほどのNO. 17の案件の隣になります。現地は更地の状態で整備されており、事前着手及び周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。ご審議の
ほどよろしくお願ひいたします。

議 長

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請については、審
議の結果各項目とも適当と認め、これを許可することに決定いたしました。

(議長交代)

議 長

(前山会長)

日程第6

議案第50号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決
定について、を議題といたしますが、議案第50号と51号に濱手委員に関
する案件が含まれておりますので濱手委員の退席を求めます。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

	<p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第50号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第50号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>
議 長	<p>(前山会長) 日程第7 議案第51号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長) (事務局の朗読及び説明) 内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議 長	<p>(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第51号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第51号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。 それでは濱手委員の着席を求めます。</p> <p>(濱手委員着席)</p>
議 長	<p>(前山会長) 日程第8 議案第52号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>

事務局	<p>(原住用分室長) (事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第52号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第52号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>(前山会長) 日程第9 議案第53号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(原住用分室長) (事務局の朗読及び説明) 内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第53号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第53号名住用域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>

	<p>日程第 1 0</p> <p>議案第 5 4 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたしますが、議案第 5 4 号と 5 5 号に野崎委員に関する案件が含まれておりますので野崎委員の退席を求めます。</p> <p>（野崎委員の退席）</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>（丸田笠利分室長） （事務局の朗読及び説明）</p>
議 長	<p>（前山会長） これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第 5 4 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第 5 4 号笠利地域農用地利用集積（利用権設定）の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>
議 長	<p>（前山会長） 日程第 1 1 議案第 5 5 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>（丸田笠利分室長） （事務局の朗読及び説明） 内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議 長	<p>（前山会長） これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第 5 5 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p>

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

それでは野崎委員の着席を求めます。

(野崎委員着席)

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。
これから協議会へ移します。

・平成30年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議について

(前山会長)

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成30年8月27日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 用稲 工巳

